

令和6年3月21日
内閣官房
国土交通省
防衛省

高知県知事 様

「総合的な防衛体制の強化に資する取組に関する質問事項について」に対するご回答

ご連絡いただいております質問事項について、以下のとおり回答いたします。

1 確認事項(案)の2の文中に「自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合」とあるが、緊急性の高い場合とは、大規模災害時における救援部隊の派遣や、国際情勢の緊迫時の対応といった場合と考えてよいのか。

(答)

本枠組みでの「緊急性が高い場合」とは大規模災害や北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用した発射に対する対応などのほか船舶・航空機の不測の事態への対応を意味しています。いずれにせよ、特定公共施設利用法が対象とする武力攻撃事態または武力攻撃予測事態は除かれ、それ以外の状況については含まれるものであり、どのような状況が該当するかは、個別具体的な状況に即して判断するものと承知しています。

2 確認事項(案)の2の文中の「…、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。)」には、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態以外の「存立危機事態」や、「重要影響事態」、いわゆる「グレーゾーン事態」が含まれると考えてよいのか。また、含まれる場合には、港湾法等の既存法令に基づき、利用調整を行うものと考えてよいのか。

(答)

お質しの通り、相違ありません。